

第16回 大阪府福祉のまちづくり審議会 議事録

日時 : 令和8年1月19日(月) 15時00分~17時00分

場所 : ホテルプリムローズ大阪 鳳凰

参加者 : 石塚 裕子 東北福祉大学 総合マネジメント学部 教授
内田 敬 大阪公立大学 大学院工学研究科 教授
室崎 千重 奈良女子大学 生活環境学部 准教授
柴原 浩嗣 一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事
森垣 学 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
渡邊 千芳 一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 副会長
上田 一裕 一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
長宗 政男 公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
喜田 美佳 社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会 本部事務局
羽藤 隆 一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会 会長
小田 多佳子 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 理事長
泉本 徳秀 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 代表幹事
西尾 元秀 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 代表
松井 英樹 一般社団法人 大阪銀行協会 調査部長
大谷 俊介 全国スーパーマーケット協会
山田 伸一 生活衛生同業組合 大阪興行協会 常務理事・事務局長
中屋 吉広 一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事
山本 隆明 一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 副会長
山本 尚子 公益社団法人 大阪府建築士会 委員
濱崎 はるか 新設 C チーム企画
小坂橋 紀哉 国土交通省 近畿地方整備局 建政部 住宅整備課長
瀬野 正和 国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 共生社会推進課長
古川 照人 大阪府市長会 健康福祉部会 部会長
山本 一男 大阪府町村長会監事

■ 議題(1)建築物の更なるバリアフリー化に向けた取組

○会長

- ・資料1の4ページに記載の補助制度について予算に限りがあり、早めにご相談くださいということであるが、今のところ何件あり、トータルでどのぐらいの予算で、そのうちどのぐらい使われたのか。

○事務局

- ・当該補助制度は大阪府単独の費用による補助となっており、今年度は約9000万円の予算化をしている。制度創設はスタートが遅れ、8月の途中から制度開設になった。交付決定しているところが1件で、交付額は1200~1300万円である。申請については1~2件程度の提出を見込んでおり、いずれも1000万円程度の申請額になると想定している。

○会長

- ・工事や設計になると、こういった制度があることがわかってから対応することになると思う。来年度以降の応募開始時期も重要になると思う。そのあたりはいかがか。

○事務局

- ・来年度も予算要求中である。今年度と同程度またはそれより少し多い、1億円程度の予算化を目指している。制度創設の際には、ホテル事業者、宿泊事業者にアンケートやヒアリングを実施し、数十件の活用意向をお聞きしている。来年度も引き続き申請をいただくよう働きかけを行い、対応していきたいと考えている。

○委員

- ・資料1の5ページに記載のユニバーサルデザインマップはどういった形式か。データなのか、紙媒体なのか。

○事務局

- ・ホームページやスマホ等、WEB上で検索できる仕様となっている。スマホでマップを表示すると、地図上で各施設のバリアフリー設備の整備状況を確認できたり、例えば特定の市内で介護ベッドがある施設はどこか検索すれば、該当施設が地図上にプロットされる仕様になっている。

○委員

- ・どのぐらいの件数が検索できるのか。

○事務局

- ・現状の取組として、大阪府ではバリアフリースイスマップを提供しており、公共施設や鉄道駅、コンビニ、ららぽーと等の商業施設など、約2800の施設情報がある。少なくともそれらの情報については、トイレ以外のものも含めて情報提供したいと思っている。施設管理者や事業者の情報入力いただくことで

地図に表示できるシステムにしている。これから増やしていきたいと思っている。

○委員

- ・アップデートは常にされていくということでよいか。

○事務局

- ・そのとおりである。施設管理者、事業者のご協力が得られれば得られるほど充実したものになる。

○委員

- ・既存施設のバリアフリー化の支援については宿泊施設が対象になっているが、既存の小規模施設についての今後の展開を教えてください。

○事務局

- ・既存の小規模施設への対応については、ガイドラインの中でどのような改が適切であるか、改修を伴わずできること等を整理し、それらを普及させることで改修を促していくことが1点である。
- ・ホテルの補助制度のような補助制度までは至っていないが、今後の状況を見ながら検討していきたいと考えている。

○委員

- ・ユニバーサルデザインマップについて、事業者が情報提供して情報を増やしていく仕組みになっていると説明があったが、事業者から提供された情報を大阪府が精査した上で掲載する仕組みになっているのか。それとも提供された情報をそのまま掲載していくのか。
- ・インターネット上の誹謗中傷、差別の相談窓口でネットハーモニーを実施している。施設や店舗に対する正当なクレームであればよいが、そうでない内容やネガティブな情報をインターネットに書き込んで拡散するということがあったりする。そのような相談があるので、Webサイトの中で自由に書き込みができることはよいが、投稿者が正当な事業者であるか、または正確な内容かというところについては、審査していかないといけない状況であると思う。

○事務局

- ・基本的には事業者自身の責任において入力いただくが、Web上で公開する前には、大阪府で確認を行う仕組みになっている。また、例えば情報が古いまま更新がされていない場合や、実際の状況とは異なった内容が掲載されることも想定される。これについては、ユーザーが誤りを指摘できる機能も設けていくことも考えている。人権的に問題がある表現についても、ユーザーからのお知らせがあれば大阪府としても把握できる仕組みになっている。

○委員

- ・ユニバーサルデザインマップについて、資料を見ると地図で検索をしたり、いろいろな方法で調べることができ、ピクトグラムもわかりやすくよいと思うが、せっかく作ってもこれを周知しないと利用されない。今後どのように周知していくのか。

- ・大阪に住んでいる人だけでなく、観光で来られた方や外国人の方にも使っていただくとよい情報になると思う。どこに必要な設備があるのかを知りたいときにこれを使う。観光局等いろいろな場所で周知していく必要があると思う。

○事務局

- ・使っていただいてなんぼである。周知は重要だと認識している。本当にお困りの方のために、委員の皆さんにもぜひご協力いただき、各団体の中でもご周知いただきたい。府としても関係する団体、各協会にはアナウンスしていきたい。大阪観光局ではユニバーサルツーリズムの特設ページを持っている。大阪観光局とタイアップして周知していくことも考えている。

○会長

- ・情報提供していただいた施設等には掲示物を貼らせていただくなどをお考えいただけると、利用の際に、ついでにのぞいてみようかという環境ができ上がってくると思う。よろしくお願ひしたい。

○委員

- ・バリアフリートイレマップを拝見したが、グーグルマップと対応して使いやすい。
- ・ももとのデータの中には、男女共用トイレの総数や和式・洋式の別といった情報があるが、マップ上では、その内容は反映されておらず、ユニバーサルデザインマップでも男女共用に近い表現やオールジェンダーに関する情報がないが、公開されているオープンデータにはそのデータが入っている。非対応なのが気になる。可能であれば検討していただきたい。
- ・このマップを作成するにあたって、当事者に聞くとか、検証のための意見を集める機会が仕組み的であると意見が反映されやすいのではないか。

○会長

- ・まずは共通プラットフォームを立ち上げ、その運用を通じていろいろな方のご意見を反映し、改善していく。データの新鮮さを保つことも重要であるし、使い勝手を改めていく、ほかのデータとの連携を図っていくことはずっと続けなければいけないと思う。よろしくお願ひしたい。

■ 議題(2)バリアフリーガイドラインの改訂について

○会長

- ・今後の予定について、本日が令和7年度の1月で、ガイドラインの案をお示しいただいた。今後パブリックコメント募集に進む予定である。本日の意見を一部反映することは可能である。審議会の場で議論するのは今日が最後になる。時間は限られているが、お気づきになった点についてご意見をいただきたいと考えている。

(休憩)

○会長

- ・再開する。資料 2、資料 3 についてご質問、ご意見を願います。

○委員

- ・私たちも意見をたくさん出させていただいた。ほぼ反映されていると思う。今後パブリックコメントをする過程の中で、軽微なところで審議会や部会で諮る必要がなく、反映されていなかったところがあった場合は検討していただきたい。
- ・今年度、現地視察からガイドラインの全面改訂に至るまで障がい者はいろいろな意見を出させていただいた。まちづくりのことであるから、どうしても車椅子使用者の意見が中心となるのだが、それ以外の障がいも含め、障がい者からの意見について非常に丁寧に対応していただいた。反映できるものはできるだけ反映していく形での意見交換ができたと思っている。今回のガイドラインの改訂としては、参画という形での話し合いができたと思っている。これで終わりではない。これからもいろいろなニーズを持つ人の意見をできるだけ聞いていただき反映していくことを続けていただきたい。お礼とこれからの要望を感想で言わせていただいた。

○会長

- ・今後のガイドライン修正のプロセスについてもう一度考え方を説明いただきたい。

○事務局

- ・まずは本日の審議会でご意見を賜りたいと申し上げているが、当然それで終わりではない。これだけの膨大な量であるので、細かなところでのご指摘はあると思う。それについては後ほど事務局からご案内させていただくが、改めて意見がある場合にはお寄せいただきたい。案の作成に間に合わないとか、案への盛り込みが難しかったものについてはパブリックコメントの場で改めてご意見を賜りたい。このように大きく 2 つのステップでご意見を賜りたい。

○会長

- ・1カ所に集まる機会を設けることは難しいが、事務局とのやり取りはあるということである。

○委員

- ・いよいよパブリックコメントがスタートするということで、4月には普及啓発が行われていく。バリアフリーガイドライン改訂に向けた今後の予定を確認したい。特に建築技術者、設計事務所や建築士会の建築士の方々に対する講習会の予定はお考えか。
- ・ホテル 2000 社にご案内したにもかかわらず、3~4 件しかエントリーがないと聞いている。PRを積極的にしていただきたい。

○事務局

- ・実際に設計に携わっている方への周知はこれから特に重要になってくると思う。建築士事務所協会や建築士会と連携して、周知のための機会の設定にご協力いただきたい。今年 4 月から施行される条例改正についての講習会は来月に開催する。こうした連携もしている。引き続きガイドラインの普及に向

けてご協力を賜りたい。それ以外のチャンネルも使って広報に努めてまいりたい。委員のご所属の団体での周知もお願いしたい。

- ・ ホテルについては、補助申請のスタートが 8 月と遅れたことに加え、万博開催期間中でどこのホテルも満室で空きがない状況であり、工事をすることが難しかったため、工事の補助申請にはあまり至っていなかった。万博が終わり、検討段階に入ってきているということで、数十件の問い合わせもいただいている。今後周知に努めるとともに、具体的な活用に向けて事業者と相談させていただく機会をこれからどんどん作っていききたい。

○委員

- ・ 今回のガイドラインの改正で、聴覚障がい者の関係ではフラッシュライトの設置基準を明確に載せていただいた。資料 3-3 の 5 ページにお店のソフト面の対応、電話リレーサービス等、最新のサービスが載せてある。これについては今後周知が広まると思うのでありがたいと思う。
- ・ 特にこれまで聞こえない人に対して手話通訳やさまざまな提案をしてきたが、ほとんど筆談対応だけですまされることが多かった。手話を覚えるのは簡単ではないということもある。しかし、今回は公的な手話のサービスとして、新しく手話リンクができたので、それを載せていただいたことについては、今後、手話言語による対応が広がっていくと思うので、とても期待している。

○委員

- ・ 今回のまちづくり条例ガイドラインは当事者の声も反映した形でいいものができたと思っている。
- ・ 前回の令和 5 年 5 月の改訂のときにも私は携わることができた。その後 3 年ほど委員を離れ、今回改めて委員として参加した。令和 5 年のときもかなり充実したと思っていたが、この 3 年間で、車椅子、視覚、聴覚、LGBTQ においても、かなり反映されたガイドラインになった。本当にいいものができた。感謝する。
- ・ 3 年前にも話した記憶があるが、2 階建てのレストランで、1 階が駐車場になっていて、階段のみで車椅子では 2 階に上がれない事例がある。スロープやエレベーターの設置が必要ではないかという話があったが、今回そういった建物に対する対応はあったのか。

○事務局

- ・ 2 階建てコンビニと言われるようなもので、2 階に車椅子用トイレがある一方で、そこにアクセスするエレベーターがないということだと思われる。こちらについては、もともと問題があったとご指摘いただいたのが、逐条解説の中で誤解を生むような表現がもともとあった。条例の解釈としてできないということではないが、それが望ましい、やっていいんだと誤解を与えかねない表現があったので、逐条解説からその表現は削除し、各行政機関、民間確認検査機関に対しては、アナウンスするという形で今は運用をさせていただいている。今回のガイドラインの中では、エレベーター設置が望ましいと書かせていただいているが、ことさら 2 階建てのコンビニについて書いているということではない。

○会長

- ・ 2 階建てコンビニもそうだが、ファミリーレストランで 1 階が駐車場になっていて、階段しか 2 階に上がるアプローチがないものも好ましい状態ではない。望ましい姿はこうだということが今回のガイドラ

インではどこかに触れられているのか。

○事務局

- ・例えばファミリーレストランや回転寿司店等、1 階が駐車場で、2 階に飲食スペースがあるところについては、義務基準として新築ではエレベーターをつける基準になっている。基準が適用される以前に建てられた施設は確かにそうになっていないところもあると思う。後付けでエレベーターを設置された事例もある。ガイドラインの中では具体的にそういったものをターゲットに、2 階にエレベーターをつけてほしいという書きぶりは特にしていないが、義務基準の解説としてそういうものが含まれている。

○会長

- ・具体的にガイドラインの中に入っているほうが望ましい。

○委員

- ・新築に対しては対応されるが、既存施設はそれぞれ自主的にやっていくしかない。既存施設であっても対応が可能と思われる施設もあると思う。私の住んでいる地域にある「木曽路」では、以前は階段のみだったが、7～8 年前にエレベーターが設置され、非常に利用しやすくなった。店内にも多目的トイレがあり、かなり利用しやすくなり、多くの方が利用されている。施設にお任せするということではあるが、車椅子使用者や足の不自由な人が入れることを促進するような形での記載があったほうがよいのではないかと感じる。

○会長

- ・2-1 ページの出入口に関するところで何かしらの記述があると良いのではないかと。少なくとも新規に建築する場合は書かれているのか。出入口という言葉は、公共空間から特定の施設の中に入るところという意味である。その段差の極端なものとして 1 フロア分の差がある場合はどうすればいいのか。

○事務局

- ・6-2 ページのエレベーターの停止階の項目のところに、「籠は利用居室、車椅子利用者便房または駐車場がある階及び地上階に停止する」とある。これは停止するためのエレベーターを設けなければいけないという義務基準になる。これを補足するような形で説明を書かせていただくか。

○会長

- ・出入口の章に欲しいところである。

○事務局

- ・検討したい。

○委員

- ・ 出入口の項目の中にエレベーターや昇降機を明確に表現したほうが良いと思う。ただ、既存建築物にエレベーターを外付けするというのは法的に困難を来す物件もあると思う。階段に昇降機リフター等を設置するなど、いろいろな選択肢があるので、できれば出入口の中にそのような表現があったほうがよいのではないかと思う。

○会長

- ・ 今まで取りこぼしていた重要な課題だと思う。何かしらの基準がないと、また2階建てコンビニのときのような混乱が生じる可能性があると思う。検討いただき、方針を書面等でお知らせいただきたい。

■ 議題(3)その他報告事項

○会長

- ・ 以上で本日予定されていた議事の資料はすべて説明いただいた。本日の議題についてどの面でもよいのでご質問、ご意見をいただきたい。

○委員

- ・ 点字ブロックの設置等、基本的なことは進んでいるが、点字ブロックを設置して、誘導動線ができたとして、動線ができたその先に視覚障がい者向けのサービスがなかったりすることもある。視覚障がい者の方が単独で歩行する場合だけでなく、ガイドヘルパーと歩く場合もある。状況に応じて、いろいろ考えるところがある。

○会長

- ・ 前者のことについて事務局はいかがか。交通バリアフリーの誘導ブロックとのつながり方の話がある。

○事務局

- ・ ご指摘はごもっともである。公共施設であれば道路や建物など、施設ごとにバラバラに整備されていて、それがちゃんとつながるのかということが大きな課題であると思っている。それを解消するための大きな方策が、先程ご紹介したまちづくり基本構想である。駅や主要な公共施設、道路、建物、旅客施設が有機的にバリアフリー化につながるように、全体的な思想に基づき作ったものが基本構想になる。ただ、それが小規模店舗にまで波及するのかというと、なかなかそこまで至っていない。まずは多くの方が利用される主要な駅や周辺をつなげていくような取組を進めていくことが重要であると考えている。それに続いて、大阪府としても市町村への支援をやっていきたいと考えている。

○委員

- ・ 配慮していただけることはよくわかった。
- ・ キャッシュレス化が進んでいて、視覚障がい者が単独でお店に行ったとき、暗証番号であればボタンを押せばいいが、今はタッチパネル式が増えている。頭の中で数字を想像して、それを押さなければなら

ない。単独では現金でなければ物が買えないことがある。大阪府としてどこかで意見を言っておいていただきたい。視覚障がい者でもキャッシュレスを使いたい人も増えている。視覚障がい者がお店の利用において支障がないようにしていただきたい。

○会長

・交通バリアフリーのほうで、駅の券売機については課題として認識している段階だと思う。一般のお店は難しい点もあると思うが、事務局から何かあるか。

○事務局

・一足飛びにすべてのお店で同様のサービスを導入することは難しいが、資料 3-1 の 21-10 ページで、小規模店舗等での配慮、ソフト面での工夫という項目を記載している。新たに追加した中身について、例えば「デジタル化によるタブレット端末を使用した注文やロボット自動配膳、レーンによる自動配膳等は視覚障がい者や車椅子使用者に配慮し、ソフト面での対応を行えるように呼び出しボタン等を設置する」といった、可能な限りソフト面での配慮も気にしていただけるように記載している。

○会長

・決済自体をお客さん自身でやってくださいというようなものが増えてきているので、もう一工夫していただきたい。

○委員

・知的障がい、発達障がいのところでたくさん意見を言わせていただいた。非常に反映していただけたことに心から感謝する。

・障がい福祉では、令和 9 年度から障害者計画という障がい者福祉のおおもとの計画を策定中である。今年度 1 年間かけて話し合い、来年度仕上げていく。この計画の何が基本となってくるかということ、これまでは障がいの理解促進や障がい者の計画だったが、そうではなく、障がいの有無を超えた相互理解の促進や、誰もが暮らしやすい大阪を作っていこうという言い方に変わるのではないかという感覚でいる。特に知的障がいの場合は、ハード面のバリアフリーも非常にありがたいが、その手前の理解をしていただく、何に困っているかをわかっていただくというソフト面での支援で解決する部分がある。障がいの理解、啓発というところがガイドラインのもとに障がい福祉だけでなく、まちづくりのほうでも広がっていただけることを期待している。

○会長

・似たような側面で、先日の部会の際に基本的な SOGIESC の考え方の理解を広めるようにというご意見を言われた。重要な観点だと思う。

○委員

・資料 3-1 から 3-3 まで、皆様のご意見がほぼ反映された内容にできあがっている。私たち建築を担う者としては、この内容に沿った形で物を作っていくことに力を注がなければいけないと思う。全部できるかできないかは置いといて、少なくともものづくりをする者として、内容は知っておくべきだ

と思う。建築士会の中で理解を深めていくような形で考えていきたい。

- ・ 4-4 ページの階段について、階段の先の色を変えて段がわかりやすくする例で、わかりやすい段鼻の例と識別しにくい例が並んでいる。何となくはわかるのだが、なぜこれが見にくいのか、なぜこれが識別しにくいのかを一言ずつ入れていただくと理解しやすいと思う。

○会長

- ・ 上下を見比べてもどこが本質的によくないのかがわかるような注記を入れていただければと思う。一工夫していただきたい。

○委員

- ・ 部会の内容を広く反映していただいていると思う。このガイドラインだけでなく、まちづくり基本構想の話が先程あったが、建物につながるまでの連携がうまくいっていないということがまだ多く残っている課題だと思う。ガイドラインがこれだけ改訂されたので、大阪府としても連携できるというところも併せてぜひ一緒に進めていただければと思っている。
- ・ いくつか細かい言葉のことで修正してほしいところがあるが、それは別途事務局へお伝えしたい。

○委員

- ・ 各委員から話があったように、これまでの丁寧な検討の結果、とてもいい改訂になっていると思う。
- ・ 1 点、可能であれば追記修正をお願いしたい。序-14 ページ、「施設の計画・設計」におけるニーズの把握の必要性の記述のところに、別冊になっている当事者参画のバリアフリーのことについてもここでしっかり触れていただき、そちらも参考に、当事者参画で進めてくださいという旨を明記していただいたほうがよいのではないかと。現在の文章では押しが弱い。把握したほうがよいというレベルで終わってしまっている。せっかく今回別冊を作ったので、そこをぜひ修正いただけたらと思う。
- ・ もう 1 点、今回の改訂では難しいと思うので、今後の課題としてお話ししておきたい。トイレの基準についてはこれまでさまざまな方のご意見を踏まえ、大型車椅子使用者やストレッチャーに近い方でも利用できるトイレの基準に近づいてきていると思う。一方で、浴室の基準については国の基準自体もまだ十分検討しきれていないところがあり、誰もが利用できる浴室の基準になっていないと改めて思った。今後の課題とさせていただきたい。
- ・ ベビーケアルームについては、ベビーカーでの利用に配慮して基準に反映されているが、大阪関西万博のヘルスケアパビリオンの検討では、保護者が車椅子利用者の場合でも授乳室が使えるようにという考えで作られている。そのあたりについても、基準にうまく表現も含めて反映していくことを検討していかなければならないと思った。
- ・ もう 1 点、補足であるが、今回既存建築物にかなり補助を出していただく制度を独自に設けていただいたのは素晴らしい取組だと思う。これは改修なので、大規模な整備にならないものだと思うが、せっかく補助されるのであれば、そこに当事者の参画も進めていただくとよりよいのではないかと。

○委員

- ・ 当事者参画による取組を通じ、より質の高いバリアフリー化を目指すことについては、心のバリアフリーも含めて共に生きる社会をこのバリアフリー化で進めていただきたいと思っている。一部だけがバ

リアフリー化でよくなるのではなく、大阪府の隅々までがバリアフリー化となるように進めてもらいたい。そのために今後、福祉のまちづくりのバリアフリー化の進行管理もよろしくをお願いしたい。

○委員

- ・ガイドラインにLGBTQへの配慮項目を反映していただき感謝している。今後のまちづくりが進んでいくといいと願っている。
- ・一方で、本日指摘したマップのことや、建物自体の当事者参画がどのように保障されるのかというのはまだ見えないところがあると思っている。これからも府民の一人として見ていきたい。
- ・ガイドラインの使い方で懸念していることがあるとすれば、12月末に、ある公園のトイレが話題となり、使用できなくなるという事例があった。設計する方や発注する方は、どんなトイレが欲しいかというところで、そのすべてを満たすトイレを作るわけではないと思う。ガイドラインを満たした組み合わせであっても、組み合わせの仕方によっては逆効果に働くことがあるということはこの度の事例で学んだ。設計者の皆さんにはぜひ、自分だけで考えるとそういう組み合わせに気づかないこともあるので、当事者に聞くことを大切にしていきたいと思っている。

○会長

- ・公園の事例は、出入口が男女突き抜けられていて、痴漢のおそれがあるという話である。オープンな場所と、周りに人の目があるような施設とでは望ましい形態が変わってくるだろう。ガイドラインに書かれていることを一面だけ取り上げて、これを満たしているからよいでは終わらないわけである。建築士の方々にもいろいろなところについて感度を上げていただくとか、当事者との意見交換の場を設けるというような、実質化していく取組が必要である。ガイドラインを作っておしまいではないというのは皆さんよくわかっている話だと思う。そういったご指摘だと思う。
- ・まだご意見をお持ちの方もいらっしゃると思うが、以上とする。

以上